

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和50年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月1日から同年5月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、申立期間は、同社に継続して勤務していた。  
調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社の回答、同社が保管している人事記録及び同僚の供述から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年5月1日に、同社B事業所から同社C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料が無く不明である。」と回答しているが、D企業年金基金における申立人の資格喪失日は、社会保険事務所における資格喪失日と同日となっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が昭和50年4月1日を資格喪失日として届け、その結果、社会保

険事務所は申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 4 月頃 から 49 年 10 月頃 まで  
② 昭和 57 年 5 月頃 から 同年 8 月 1 日 まで  
③ 昭和 58 年 6 月 7 日 から 60 年 4 月頃 まで

申立期間①は、A施設内のB社にC職として勤務しており、入社時に事務担当者に年金手帳を提出し、退職時には健康保険被保険者証を返し、年金手帳を受け取った記憶がある。

申立期間②及び③は、D社が経営するE店にF職として勤務していた。

申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社における複数の元従業員の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人が記憶している上司及びC職の複数の元従業員は、当該期間においてB社に係る厚生年金保険の被保険者となっていない。

また、B社は既に解散している上、同社の当時の事業主及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、当該期間において、B社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

申立期間②について、D社における元従業員の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人と同日にD社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の元従業員が記憶している自身の入社時期は、それ

ぞれの厚生年金保険の被保険者資格取得日の3か月から4か月前である上、当該複数の元従業員は、同社には試用期間があった旨述べている。

また、申立人及び前記複数の元従業員の雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和57年8月1日となっており、オンライン記録の厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致している。

さらに、現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡している上、申立人の給与からの厚生年金保険料控除及び当時の厚生年金保険の加入手続等については、資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人に係る雇用保険の記録及びD社における元従業員の証言から、申立人が当該期間に同社に勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、オンライン記録によると、D社は、昭和58年6月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当該期間においては適用事業所となっていないところ、元従業員は、「事業所から、従業員が多くて大変なので、社会保険をやめたいという説明があった。」と述べている。

また、別の元従業員は、「D社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日より後は、給与から厚生年金保険料は控除されていない。」と述べている。

さらに、現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡している上、申立人の給与からの厚生年金保険料控除及び当時の厚生年金保険の加入手続等については、資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立人の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人は、申立期間①から③までにおいて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 神奈川厚生年金 事案 8363 (事案 7595 及び 8003 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 4 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 9 月頃 から 22 年 8 月頃 まで  
② 昭和 54 年 3 月 1 日 から 55 年 4 月 16 日 まで

私は、申立期間①は A 社 (現在は、B 社) に、申立期間②は C 社の下請会社に勤務していた。しかし、厚生年金保険の記録では申立期間①及び②が被保険者期間となっていない。申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、第三者委員会に申立てを行ったが、「記録を訂正する必要は認められない。」との回答であった。

しかし、申立期間①について、社長、専務及び常務の面接を受けた時に私の学歴及び職歴を認められた上で正社員として採用された。その時、厚生年金保険に加入できるとははっきり説明を受けた。

また、申立期間②について、当時、私は D 社 E 事業所内にあった C 社の下請会社で F 業務の正社員として働いていた。入社間もなく、労災事故により負傷し、療養のため休業となり、そのまま退職したため、会社名も含め詳細は不明であるが、労災保険に加入している会社のため、厚生年金保険にも加入していると思っている。また、当時のことをよく知っている知人に事情を聞いてほしい。

再度調査し、申立期間①及び②を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が A 社の当時の代表取締役及び専務取締役を記憶していることなどから、申立人が同社に勤務していたことがうかがえるものの、当該代表取締役及び専務取締役は既に亡くなっている上、B

社は、申立期間に係る届出及び保険料控除について、「昭和 36 年以前の資料は残っていないため、不明。」と回答していること、申立人は、当該期間当時に勤務していた同僚を記憶していないことから、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 21 年 10 月 1 日に被保険者資格を取得した元社員のうち、所在が判明した 3 名に照会したものの、いずれの元社員からも申立人に係る証言が得られないこと、同社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間に申立人の名前の記載が無い上、申立人に係る厚生年金保険被保険者臺帳（旧台帳）においても、申立人の当該期間に係る記録は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 9 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、新たな資料等を提出することではなく、「面接で私の学歴及び職歴を認められた上で正社員として採用され、その際に厚生年金保険に加入できるとはっきり説明を受けた。」との従来の主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、申立てに係る事業所について、会社名並びに事業主及び同僚の名前も記憶していないため、申立人がC社の下請会社と記憶する当該事業所を特定することができず、申立人の当該事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、C社の子会社であるG社H工場は、申立人の在籍状況について確認できなかった旨回答していること、また、申立人は、労災事故により負傷したと述べていることから、管轄の労働基準監督署に申立人に係る業務災害に関する記録について照会したが、申立人に該当する記録は確認できないこと、オンライン記録においても、申立期間における申立人に該当する未統合記録は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 24 年 3 月 14 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、申立人は、当時のことをよく知っている知人として 2 名の名前を挙げているが、死亡等のため、いずれの者からも当時の事情を確認することができない。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。